

令和4年6月からの児童手当の制度改正について

本年5月に児童手当法の一部が改正され、令和4年6月から適用されます。主な変更点は以下のとおりです。

記

1. 児童手当制度の概要

(1) 支給対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後、最初の3月31日まで)の児童を養育している父母等のうち、生計の中心者(所得の高い方)

(2) 支給月額

区 分		支給額	
児童手当 (所得制限未満)	0歳～3歳未満	15,000円	
	3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
	中学生	10,000円	
特例給付 (所得制限以上)	0歳～中学生	5,000円	

2. 改正内容

(1) 所得上限額の創設 ※令和4年10月支給分(6～9月分)から適用 (万円)

扶養親族等の数	①児童手当所得制限額		②特例給付所得上限額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

①未満の場合、児童手当を支給

①以上②(所得上限額)未満の場合、特例給付を支給

②以上の場合には、特例給付の支給がなくなります。

(2) 現況届の届出義務を原則廃止

毎年6月に児童の養育状況や手当額等の審査を行う「現況届」を、全受給者に求めていましたが、今後は次に該当する方のみとなります。

(引き続き現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方 など

3. 参考 ※職場で支給される公務員を除く

児童手当受給者数: 11,514人(対象児童数 20,157人) (R3.2月末時点)

特例給付受給者数: 548人(対象児童数 957人) (R3.2月末時点)